

## 神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「新法」という。）附則第3条に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。令和4年7月1日廃止。以下「法」という。）第4条に定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に関して必要な事項を定める。

### (導入計画の変更)

第2条 持続農業法に基づき導入計画の認定を受けた者（以下「認定を受けた者」という。）は、持続性の高い農業生産方式導入計画認定書（以下「認定書」という。）に記載した氏名（法人の場合は法人名又は代表者名）又は住所に変更があった場合、導入計画の内容変更届（第1号様式。以下「変更届」という。）及び認定書の写しを申請者の農地を管轄する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

- 2 所長は、提出された変更届を環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に進達する。
- 3 知事は、変更届を受理したときは、導入計画変更受理書（第2号様式）により所長を経由して申請者に交付する。
- 4 農水産部長は、受理内容について農業技術センター所長又は各地区事務所長（以下「農業技術センター所長等」という。）に通知する。
- 5 知事は、認定された導入計画について、所長を通じて認定を受けた者から申請があった場合、申請書に記載された内容の公開及びPRを積極的に行うものとする。

### (認定期間)

第3条 導入計画の認定期間は、認定した日から5年間とする。

### (報告)

第4条 知事は、認定を受けた者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入しているか確認するために、認定を受けた者に対し、必要に応じて報告を求めることができる。

- 2 前項の報告を求められた者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書（第3号様式）により所長に提出する。
- 3 提出を受けた所長は、内容を確認の上、農水産部長に送付する。

### (認定の取消)

第5条 知事は、次のときに当該認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受けた者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるとき

(2) 認定を受けた者から認定取消申出書（第4号様式）により申し出があったとき

2 知事は、認定を取り消したときは、認定取消通知書（第5号様式）により取消の理由を付し、所長を経由して認定を受けた者に通知し、認定書の返還を求める。

3 農水産部長は、認定を取り消したときは、農業技術センター所長等に通知する。

(その他)

第6条 認定を受けた者は、GAP（農業生産工程管理）の導入に努めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、導入計画の変更等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この要領の施行前に認定されたものについては、従前の要領によることとし、平成25年度第1四半期認定から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月28日から施行する。

なお、平成28年度第1四半期認定については、従前の要領によることとし、平成28年度第2四半期認定から適用する。ただし、第3号様式及び第8号様式については、その限りではない。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、認定期間終了日が令和3年7月1日から令和4年9月30日までの認定を受けた者の認定期間について、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 認定期間終了日が令和3年7月1日から令和4年6月30日までの者は、認定期間終了日を令和4年9月30日とする。
- 2 認定期間終了日が令和4年7月1日から令和4年9月30日までの者は、認定期間終了日を令和4年12月31日とする。
- 3 前2項により認定期間を延長した者が再認定を行う場合の期間は、認定期間延長前の認定期間終了日の翌日から5年間とする。

附 則

この要領は、令和4年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

なお、令和4年度第2四半期分の認定及び再認定については、従前の要領によることとする。

また、新法第19条に基づく実施計画の認定へ円滑に移行するために、認定期間終了日が令和5年1月1日から令和6年3月30日までの者は、認定期間終了日を令和6年3月31日とする。